

産商第308号
平成20年5月8日

上新電機株式会社
代表取締役 土井 栄次 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成19年9月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上新京都九条烏丸店

京都市南区東九条南烏丸町2-4 他7筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗内駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言えます。しかし、店舗内駐車場と当該駐車場に隣接する駐輪場を安全かつ円滑に運営していくため、交通整理員の配置等による来店客車両の円滑な出入庫及び歩道を含めた歩行者の安全確保を徹底するとともに、路上駐車及び路上駐輪の防止に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業地域を主とし、南側の一部が第二種住居地域及び近隣商業地域にあっている。

周辺の状況は、北側に府道四ノ宮・四塚線(九条通)を隔てて事業所等、東側に烏丸通を隔てて住宅、事務所等、西側には住宅と市道を隔てて中学校があり、南側は市道を隔てて住宅と近隣に小学校がある。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、通学時における安全配慮、不法駐車及び不法駐輪への対策、防犯対策、騒音予測についての質問等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来店客の経路設定について

店舗内駐車場（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。しかし、店舗内駐車場と当該駐車場に隣接する駐輪場を安全かつ円滑に運営していくため、交通整理員の配置等による来店客車両の円滑な出入庫及び歩道を含めた歩行者の安全確保を徹底するとともに、路上駐車及び路上駐輪の防止に努めることが望まれる。

また、店舗への来退場は全て左折イン、左折アウトとしており、状況に応じた交通誘導員等の配置等も表明していることから、周辺の地域に与える影響は少ないと判断される。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。また、運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、荷さばき車両は通学路を通ることから、登下校時はもちろん、歩行者の安全確保の徹底について配慮が望まれる。

(4) 騒音について

騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っており、周辺の地域に与える影響は少ないと判断される。

なお、早朝及び夜間の荷さばき作業については、住居が近接しているため配慮が望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置，運営計画，車両経路，リサイクル等についても適正な配慮がなされており，周辺への生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災，防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については，地方公共団体などから要請があった場合，協力を
行う旨の意思表示がなされている。

また，営業時間終了後は，敷地内は出入口箇所の施錠を通じて立ち入れないように閉鎖するとともに，必要に応じて警察とも連携を図り，防犯及び非行防止に努めるとしている。

そのほか，屋外照明等については，配置，方向，強さ，点灯時間など周辺に影響が生じないよう配慮するとしている。

これらのことから，周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。